

「石川県外国人介護人材受入促進事業」実施業務委託に係る
企画提案書の募集について

次のとおり、企画提案書の提出を募集する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

石川県健康福祉部厚生政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

石川県外国人介護人材受入促進事業

(2) 業務の内容

仕様書（案）のとおりに

2 参加条件

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、この契約に係るプロポーザル参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業による参加

- ①委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- ②直近 1 年以内に石川県内の高齢者施設等の事業者（以下、「事業者」という）において、外国人介護人材（特定技能）の送り出し実績があること。
- ③職業安定法第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業の許可又は同法第 33 条第 1 項に規定する無料職業紹介事業の許可のいずれかを受けていること。
- ④地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤石川県から、競争入札の指名停止または見積り合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止期間中または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑥参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑦石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第6条に基づく暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑧石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

（2）共同企業体による参加

参加者は、以下の条件を満たしていること。

①構成員のいずれかが上記（1）の①から③の条件を満たすこと。

②すべての構成員が上記（1）の④から⑧のすべての条件を満たすこと。

（3）次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

① 実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合

② あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合

③ 公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

3 企画提案書の提出場所等

（1）提出場所及び問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部厚生政策課福祉人材サービスグループ

メール：fukushijinzei@pref.ishikawa.lg.jp

（2）仕様書の交付方法

石川県 HP 内の厚生政策課ページからダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/index.html>

（3）プロポーザル参加申込書受付期限

ア 期限 令和8年7月2日（木）17時まで

イ 方法 実施要領に示す方法による

（4）企画提案書提出期限

ア 期限 令和8年7月13日（月）17時まで

イ 方法 実施要領に示す方法による

（5）企画提案書の採否及び契約

企画提案書の採否については、企画提案書提出期限の日から概ね2週間を目途に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、仕様書を確定し、石川県及び連携先とそれぞれ契約を締結する。

4 その他

- (1) 詳細については、実施要領、仕様書に記載してあるため、内容を熟読し、企画提案書を提出すること。
- (2) 本件の問い合わせに関して、質疑については、電子メールのみとし、面接又は電話での質疑には応じない。
- (3) 石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。